

## 鴻巣市「週休2日制モデル工事」に関するQ&A集

(令和6年1月1日版)

### (1)「鴻巣市週休2日制モデル工事」(以下「モデル工事」という。)について

Q(1)－1. なぜ建設業において、週休2日制を導入しなければならないのですか？

A(1)－1:

建設業は、地域の社会基盤の整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、良質なインフラの整備を通じて、市民生活全般に貢献する重要な役割を担っております。一方で他の産業と比較して労働時間が約2割ほど長く、技術者の約4割が4週4休以下で就業しているなど、休日が少ないことが課題となっています。

また3K(「キツイ」・「汚い」・「危険」)といったマイナスイメージが完全に払拭されず、若年就業者が減少している中で、近い将来、就業者の高齢化に伴う大量離職が見込まれており、中・長期的な担い手の確保や次世代への技術継承等が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害の応急対応や老朽化したインフラのメンテナンスをはじめ、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う守り手として、重要な産業であると再認識されています。

このことから、建設業をより魅力ある産業とするため、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、働きやすい職場環境の整備が必要とされており、将来にわたって安心・安全を担う社会基盤の守り手が持続可能な産業として存続し続けるために、改正労働基準法が施行されることに伴い、働き方改革の一環として週休2日制の取組みを推進するものです。

Q(1)－2. 対象工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合、あるいは達成できなかった場合にペナルティはありますか？

A(1)－2:

「発注者指定型」、「受注者希望型」の双方とも、週休2日を実施しなかった場合において、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。ただし、4週8休に満たない場合は請負代金のうち当該補正差分を減額して契約変更を行うこととなります。

Q(1)－3. 週休2日制工事はどのような工事を対象としますか？また適用除外となることのある工事とは、どのような工事ですか？

A(1)－3:

モデル工事は、原則として、全ての工事を対象とします。ただし、次に掲げる工事はモデル工事としない場合があります。

- (1) 竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事(災害復旧工事(緊急随契を行うような工事)、応急工事等)
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の土木工事及び1カ月未満の営繕工事
- (5) その他、週休2日の実施が困難な工事

Q(1)－4. 週休2日(4週8休)を確保して施工した結果、当初の工期内に完了しそうにありません。工期延期はしてもらえますか？

A(1)－4:

本市発注工事は、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間等に加え、週休2日の実施に係る事務処理期間を上乗せして算定しているため、週休2日の確保を理由とした工期延期は認められません。

Q(1)－5. 工事の最終週が7日に満たない場合は、休日取得計画書の記載は不要でしょうか？

A(1)－5:

7日に満たない最終週については、現場閉所率を計算する上で対象期間から除くため、休日取得計画書(様式第1号)・休日取得実施書(様式第2号)中の「日付」の欄並びに「現場閉所日」の欄中の「計画」及び「実績」の欄の記載は不要です。なお、「特記事項」の欄には、7日に満たない最終週について、日付、現場閉所日等を記載し、監督員の確認を受けるようにしてください。

**【記載イメージ】**

		第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							第 1 週～第 4 週 <確認事項>																	
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																		
日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31															
休日の計画及び実績	現場閉所日	計画					□	□						□	□																	休日取得計画	通常閉所日□	4	日	振替閉所日■	0	日	閉所日数計	4	日	閉所率		期間日数計	14	日	28.6%
	特記事項	実績					□	□						□	□																	休日取得実績	通常閉所日□	4	日	振替閉所日■	0	日	閉所日数計	4	日	閉所率		期間日数計	14	日	28.6%

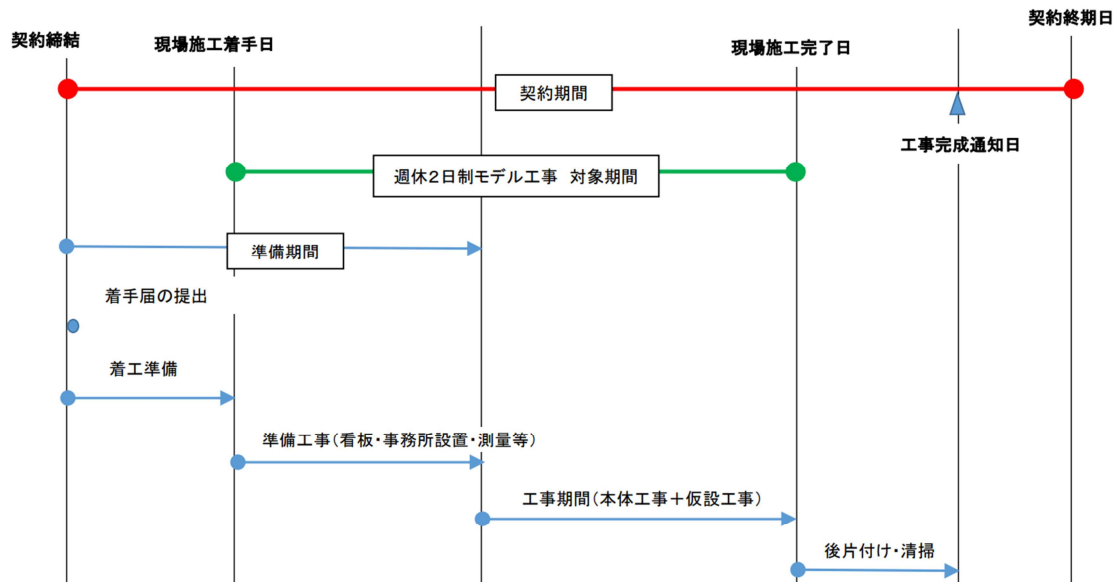
Q(1)－6. 週休2日制モデル工事における用語の定義を教えてください。

A(1)－6:

用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
週休2日	対象期間における4週8休以上の現場閉所率(現場閉所日の日数を対象期間の日数で徐することにより算定した割合)を達成された状態
対象期間	現場施工着手日から現場施工完了日までの期間※下図参照
現場閉所	対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態
現場閉所(現場休息)日	対象期間中に現場閉所(現場休息)を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日
4週8休以上	対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態
現場施工着手日	実際の工事のための準備工事(工事看板設置、現場事務所設置、測量、資機材搬入等)の開始日
現場施工完了日	後片付け・清掃を除いた現場作業が完了した日
準備工事	現場施工着手日から看板、事務所設置、測量、資材搬入等を行う期間
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事

【概略図】



## (2) 休日の取得方法について

Q(2)－1. 休日確保は、土・日でないといけないのでしょうか？

A(2)－1:

建設業の週休2日制の導入にあたり、他産業と同様、原則土・日を休日とすることが理想です。現場の状況により、土・日に取得することが難しい場合には、前後の7日以内で休日確保してください。また、前後の週内で休日確保できない場合については、前後4週を目途に休日確保するようにしてください。

Q(2)－2. 「夏休」、「年末年始」、「工場製作」の期間は対象期間[分母]に含むのでしょうか？

A(2)－2:

「夏休」、「年末年始」、「工場製作」の期間は対象期間[分母]に含み、そのうち、週休日(原則、土・日)のみを現場閉所日[分子]としてカウントしてください。

Q(2)－3. 祝日に休工した場合、週休日にカウントしてもよいですか？

A(2)－3:

「祝日」を会社の就業規則等で休日と定めている場合でも、週休日とは別に休日とすることが基本となるため、現場閉所日[分子]には含めません。ただし、通常閉所(予定)日が緊急で作業日となった場合等については、振替閉所日に充てることは可能です。

Q(2)－4. 工程上、土・日に作業が必要になった場合はどのようにすればよいですか？

A(2)－4:

土・日に現場閉所を計画していたにもかかわらず、やむを得ず現場作業を行う場合は、計画の変更が確定した段階で、事前に工事記録等の書面を監督員に提出し、振替休日(原則、前後7日以内)を設定してください。なお、天候の急変や緊急工事など急を要する場合には事後でも可とします。

Q(2)－5. 予定外の天候の影響により、午後から休日としてカウントしたいのですが可能ですか？

A(2)－5:

天候の影響や地元の緊急工事等による予定外の現場閉所(一日を通しての閉所)については、現場閉所日としてカウントできますが、午前あるいは午後のみ(半日=0.5日)というカウントはできません。

Q(2)－6. 現場閉所を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要がありますか？

A(2)－6:

災害等に伴う予定外の対応であっても、原則7日以内に振替休日を取得してください。

Q(2)－7. 夜間や休日などに交通開放せず、交通誘導員を配置した場合は現場閉所とみなしてよいか？

A(2)－7:

現場作業が伴わない場合(巡回パトロールや保守点検等、現場管理において必要となる作業のみを行う場合も含む)は、現場閉所とみなします。

以上